



## 株主総会資料の電子提供制度および決議ご通知の送付廃止のお知らせ

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度が導入されました。同制度は、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、すべての株主の皆様に対し、そのウェブサイトのアドレス等が記載された通知書面をお届けすることで、株主総会資料を提供する制度です。

当社も、2023年6月開催予定の定時株主総会より、株主総会資料については、ペーパーレス化の推進による環境負荷の低減などの観点から、原則として郵送を行わず、ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

ウェブサイトをご覧になることが困難であるなどのご事情があり、株主総会資料を書面で受領されることをご希望される株主様におかれましては、次回株主総会の議決権の基準日まで（定時総会の場合は毎年3月31日）までに、従前どおり書面で受領をするためのお手続き（書面交付請求）を完了することにより、書面でお受取いただくことが可能です。

同制度のより詳しい内容やお手続きにつきましては、ご利用の証券会社または当社株主名簿管理人のみずほ信託銀行株式会社の専用ダイヤル（0120-524-324）までお問い合わせください。

また、決議通知につきましても、同様に郵送を廃止させていただくこととしましたので、当社ウェブサイトよりご覧いただけますと幸いです。

以上